

国語を考える国会議員懇談会 規約

第一条 本会は、国語を考える国会議員懇談会と称し、通称を国語
議連とする。

第二条 本会は、次代を担う若者達が日本の誇る古典や漱石、鴎外
の美しい作品を原文で味わえるような社会を実現するため
に、現代の乱れた国語を正すことを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的に賛同する国会議員及び会友をもつて
組織する。
会友とは、本懇談会に貢献のあつた前・元国会議員とする。

第四条 本会に左記の役員をおく。

会 長	一名	会長代行	一名
副会長	若干名	幹事長	一名
幹事長代理	一名	幹 事	若干名
事務局長	一名	事務局次長	若干名

第四条 本会に顧問をおくことができる。また会長が必要と認めた
場合は第四条に限らず役員をおくことができる。

第六条 本会は第二条の目的を達成するため必要な事業をおこな
う。

第七条 本会の総会は年一回とし、必要に応じて臨時総会を開く。

第八条 本会の会員は月額三百円の会費を納入するものとする。

平成二十年五月二十八日改定

FAX送信先

事務局長 鷺尾英一郎事務所(三五〇八)三〇六二番

〈国語議連〉入会申込書

国語を考える国会議員懇談会(国語議連)の趣旨に賛同し
入会を申込みます。

なお会費(月額三〇〇円)は議員歳費から徴収することを
承諾致します。

平成 年 月 日

御 芳 名 () (印)

所属党派・会派 ()

連絡先(事務所) 衆院 第一・衆院 第二・参議院

() 号室

担当者 ()

国語を考える国会議員懇談会 御中

〈御問合せ先／事務局長〉

衆議院第二議員会館二〇八号室 鷺尾英一郎事務所